

ドイツの地域交通政策に関する研究 ——連邦補助制度を中心に——

渡邊 徹(早稲田大学大学院商学研究科博士後期課程)

職住近接等の理由により、ドイツでは市民の日常の〈足〉として自家用自動車交通 (Motorisierter Individualverkehr, MIV) が圧倒的に選好されている。したがって、公共近距離旅客輸送 (Öffentlicher Personennahverkehr, ÖPNV) が独立採算で存立するのは困難な状況にある。しかしながら、EU では、市民のモビリティの確保は公の責務であるとされており、連邦政府及び各州政府は公的補助制度を運用して、不採算の ÖPNV の維持・存続に努めている。

連邦政府が運用している公的補助制度の1つに、1971年に施行された地域交通助成法 (Gemeindeverkehrsfinanzierungsgesetz, GVFG) があったが、2006年9月の連邦制改革 (Föderalismusreform) により、GVFGは同年末をもって解消法 (Entflechtungsgesetz) に取って代わられた。本研究の主たる目的は、わが国ではほとんど研究されていないこの一連の制度変更の背景及び概要、またその影響と課題を検討し、もって連邦補助制度のあり方を模索することである。

得られた知見は以下の通りである。GVFGから解消法への移行に伴って、各州の裁量が拡大され、制度上、より各地域交通のニーズにマッチした補助金の支出が可能となった。一方で、解消法はあくまで時限的な補償措置に過ぎないことから、現状で多額の財政補助を得て運営されている ÖPNV の維持・存続が将来的に課題となる可能性がある。また、現状のまま推移した場合、地域化法 (Regionalisierungsgesetz) が各地の地域交通に対する唯一の連邦補助制度となるが、同法が助成対象としているのはせいぜい ÖPNV である。MIV が大きな役割を果たしているドイツにあって、たとえば道路整備等を通じた MIV への投資補助の確保も将来的に課題となる可能性がある他、各連邦補助の財源選択も今後の課題である。